



平成24年11月7日(水)

中小企業の経営力強化をサポートする 「経営革新等支援機関」に認定されました！

- 平成24年11月5日(月)、「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」の第1号認定を受けました。
- 中小企業が抱える多様化・複雑化する経営課題の解決に向けて、国や専門家と連携し、専門性の高いコンサルティング機能の発揮に取り組みます。

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)は、平成24年11月5日(月)に、国(金融担当大臣および経済産業大臣)から「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」の第1号認定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、今後とも多様化するお客さまニーズにお応えするため、幅広いコンサルティング機能の発揮に取り組んでまいります。

記

1 経営革新等支援機関の認定制度について

- (1) 経営革新等支援機関の認定制度は、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、税務、金融および企業財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定することで、支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業が持つ潜在力・底力を最大限に引き出し、経営力の強化を図るものです。
- (2) 「経営革新等支援機関」の認定を受けることにより、当社が独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されている、技術、知財管理、海外展開など、さまざまな分野の専門家の派遣を受け、中小企業に対しチームとして専門性の高い支援を行うための支援体制が整備されるとともに、当社のサポートを受け事業計画を策定・実行する中小企業のみなさまには、保証料率の減額が受けられる信用保証協会の「経営力強化保証」制度をご利用いただけるようになります。

2 経営革新等支援業務の内容

- (1) 経営革新などに取り組もうとする中小企業の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュフロー見通し、国内外の市場動向などの経営資源の内容、財務内容その他経営状況に関する調査・分析を行います。
- (2) 中小企業の経営革新事業などに係る事業計画(経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画など)の策定に係るきめ細かな指導および助言を行います。
- (3) 中小企業の経営革新事業などに係る事業計画を円滑に実行できるためのきめ細かな指導および助言を行います。

3 認定日

平成24年11月5日(月)

以上

| | | |
|---------------|-------------------|------------------|
| 本件に関するお問い合わせ先 | コンサルティング営業部 藤井 | Tel 086-221-1338 |
| 報道関係のお問い合わせ先 | 経営企画部(広報担当) 藤岡・齋藤 | Tel 086-221-1057 |